

自動車等の運転者等に対する講習等の実施に関する事務処理手続について（例規）

最終改正 令和5.6.30 例規交企第19号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

自動車等の運転者等に対する講習等実施規則（昭和61年京都府公安委員会規則第7号。以下「講習規則」という。）の規定に基づく認知機能検査、運転技能検査、安全運転管理者等講習、停止処分者講習、大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、旅客車講習、応急救護処置講習、指定自動車教習所職員講習、更新時講習、高齢者講習、違反者講習、特定任意講習、取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習の実施に関する事務処理手続について必要な事項を次のとおり定め、昭和48年4月13日から実施することとしたから、運用上誤りのないようされたい。

記

第1 認知機能検査

1 検査の通知

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条の4第5項第2号の規定による更新時の認知機能検査等の通知は、認知機能検査等を受けることができる日時及び場所、検査の時間、携行品その他必要事項を記載した通知書により行うものとし、免許証の更新期間が満了する日の190日前をめぐに普通郵便により送付するものとする。

2 受検申請書の受理

運転免許試験課長は、認知機能検査を受けようとする者から認知機能検査受検申請書（京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号。以下「府規則」という。）別記様式11号）が提出されたときは、所要事項が正しく記載され、所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

3 検査を受検できない「やむを得ない理由」の書類が提出されたときの措置

運転免許試験課長は、法第101条の7第2項の規定による臨時認知機能検査の通知を受けた者から、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第37条の6の5に規定する「やむを得ない理由」の書類が提出されたときは、その事実を十分に確認した後、法第101条の7第3項に規定する期間において臨時認知機能検査を受けさせるものとする。

4 認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する診断書等が提出されたときの措置

運転免許試験課長は、臨時認知機能検査の通知を受けた者から、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第29条の2の5第1項第4号に規定する医師が作成した認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する診断書等が提出されたときは、基準行為をした日の3月前の日以後に作成されたものであるか確認の上、受理するものとする。

5 検査の実施

認知機能検査の実施については、運転免許試験課長又は法第108条第1項の規定により委託を受けた法人（以下「検査受託者」という。）は、警察庁が定める認知機能検査に係る実施要領により行うものとする。

## 6 検査結果の通知

検査を受検した者に対しては、検査の結果が認知症のおそれがある場合は認知機能結果通知書（別記様式第1号）を、認知症のおそれがある基準に該当しない場合は認知機能検査結果通知書（別記様式第1号の2）を交付するものとする。

## 7 委託料の請求

運転免許試験課長は、検査受託者から請求書及び認知機能検査委託料内訳書（様式第1号の3）により、認知機能検査の委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

## 8 検査実施結果報告

運転免許試験課長は、検査受託者に対し、検査の実施の都度速やかに、検査に用いた検査用紙及び採点補助用紙を提出させるとともに、認知機能検査実施結果報告書（様式第1号の4）により公安委員会に検査結果を報告（運転免許試験課長経由）させるものとする。

## 9 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、認知機能検査の実施状況を明らかにしておくものとする。

ア 認知機能検査受検申請書

イ 認知機能検査員名簿

ウ 認知機能検査実施結果報告書

エ 検査用紙及び採点補助用紙

オ 受検者別検査結果通知書類の写し（検査受託者が通知したものを除く。）

(2) 運転免許試験課長は、検査受託者に対して、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、検査の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

ア 検査日誌

イ 備品台帳

ウ 予算関係書類

エ 認知機能検査員関係書類

オ 受検者別検査結果通知書類の写し（検査受託者が通知したものに限る。）

## 第1の2 運転技能検査

### 1 検査の通知

法第101条の4第5項第3号の規定による更新時の運転技能検査等の通知は、運転技能検査を受けることができる日時及び場所、検査の時間、携行品その他必要事項を記載した通知書により行うものとし、免許証の更新期間が満了する日の190日前をめぐりに普通郵便により送付するものとする。

### 2 受験申請書の受理

運転免許試験課長は、運転技能検査を受けようとする者から運転技能検査受検申請書（府規則別記様式11号の2）が提出されたときは、所要事項が正しく記載され、所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

### 3 検査の実施

運転技能検査の実施については、運転免許試験課長又は検査受託者は、警察庁が定める運転技能検査に係る実施要領により行うものとする。

#### 4 検査結果の交付

検査を受検した者に対しては、検査の結果が70点以上の場合は、運転技能検査受験結果証明書（別記様式第1号の5）を交付するものとし、70点未満の場合は、同証明書の交付を希望する者に対し、同証明書を交付するものとする。

#### 5 委託料の請求

運転免許試験課長は、検査受託者から請求書及び運転技能検査委託料内訳書（様式第1号の6）により、運転技能検査の委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

#### 6 検査実施結果報告

運転免許試験課長は、検査受託者に対し、検査の実施の都度速やかに、検査に用いた検査用紙及び採点補助用紙を提出させるとともに、運転技能検査実施結果報告書（様式第1号の7）により公安委員会に検査結果を報告（運転免許試験課長経由）させるものとする。

#### 7 運転技能検査員の要件

運転技能検査員の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 21歳以上の者であること。

(2) 高齢者講習に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力が停止されている者を除く。）であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁固以上の罪に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性検査に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技術、知識及び経験を有すると認める者

イ 普通自動車の運転に関する技術及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの。

(イ) 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。（講習規則第7条第2項第4号）

ただし、令和4年5月13日前にアに該当し、又は令和4年3月31日以前にイに該当した者については、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号）附則第5条に規定する高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関するものとして公安委員会が指定する研修を受けていなければならない。

ア 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。））を終了した者

## 8 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、運転技能検査の実施状況を明らかにしておくものとする。

ア 運転技能検査受検申請書

イ 運転技能検査員名簿

ウ 運転技能検査実施結果報告書

エ 検査用紙及び採点補助用紙

オ 受検者別検査結果通知書類の写し（検査受託者が通知したものを除く。）

(2) 運転免許試験課長は、検査受託者に対して、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、検査の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

ア 検査日誌

イ 備品台帳

ウ 予算関係書類

エ 運転技能検査員関係書類

オ 受検者別検査結果通知書類の写し（検査受託者が通知したものに限る。）

## 第1の3 安全運転管理者等講習

### 1 年間計画の作成

(1) 講習規則第3条に規定する講習実施計画は、おおむね次に掲げる事項について、作成し、交通部長に提出させるものとする。

ア 1会場当たりの受講人員（100人以内）

イ 実施時期

ウ 場所

エ 講習時間

オ 講師

カ 使用する視聴覚教材

キ 必要な予算措置

(2) 交通企画課長は、当該講習実施計画を調整のうえ、警察署長（以下「署長」という。）及び講習受託者に通知するものとする。

### 2 講師の選定、依頼

講習規則第4条第2項に規定する講師は、次に掲げる者のうちから適任者を選定して依頼するものとする。

- (1) 大学において心理学、人間工学、交通工学、自動車工学を専攻する教授、助教授又は講師等の職にある者
- (2) 交通事故の損害賠償等に関する法律事務又は相談業務を担当している弁護士若しくはこれらの専門的知識を有する者
- (3) 自動車の構造、整備管理及び運転理論について専門的知識を有する者
- (4) 運行管理若しくは安全運転管理の実務について、知識経験を有する者

### 3 講習時間

講習規則第5条に規定する講習は、原則として午前9時から開始し、午後5時までに終了するものとする。

### 4 講習の通知

講習の通知は、交通企画課長又は署長が安全運転管理者等を選任した使用者（届出者）に対して、安全運転管理者  
副安全運転管理者 講習通知書（施行規則別記様式第22の9）により行うものとする。

。なお、この通知に併せて安全運転管理者  
副安全運転管理者 講習受講届（府規則別記様式第18号。以下「講習受講届」という。）を送付するものとする。

### 5 講習受講届の受理

署長は、安全運転管理者等から講習受講届が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認した上、受理するものとする。

### 6 講習修了証書の発給基準及び欠講者に対する補講

- (1) 講習規則第8条に規定する講習修了証書は講習時間が3時間に満たない者には交付しないものとする。
- (2) 講習課程を一部欠講した者及び未受講者に対しては、講習日時、場所を再教示して欠講時間分の補講等を受けるよう指導するものとする。

### 7 委託料の請求

交通企画課長は、講習受託者から請求書及び安全運転管理者等講習委託料内訳書（様式第2号）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

### 8 講習実施結果報告

講習規則第9条に規定する安全運転管理者等講習実施結果の報告は、講習受託者に交通企画課長を経由して行わせるものとする。

### 9 備付簿冊

講習受託者には、次に掲げる簿冊を備えつけ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

- (1) 安全運転管理者台帳
- (2) 講習日誌

## 第2 停止処分者講習

## 1 停止処分者講習受講申請書の受理

運転免許試験課長又は署長は、被処分者から停止処分者講習受講申請書（府規則別記様式第18号の3）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

## 2 受講者の確認と報告

(1) 運転免許試験課長は、講習規則第11条第1項に規定する京都府自動車安全運転学校の学校長（以下「学校長」という。）及び講習管理者に対し、講習の受付時に、受講者と講習指定書（府規則別記様式第19号）を照合し、本人であるかどうかを確認した上、講習を実施するよう指導監督するものとする。

(2) 運転免許試験課長は、学校長及び講習管理者に対し講習の受付終了後又は講習終了後に受講人員及び欠講人員を報告させるものとする。

## 3 講習実施日割表の作成

運転免許試験課長は、毎月10日までに翌月の講習実施日割表を作成し、署長並びに学校長及び講習管理者に通知するものとする。

## 4 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び停止処分者講習委託料内訳書（様式第3号）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

## 5 講習実施結果報告

講習規則第21条に規定する停止処分者講習実施結果の報告は、学校長及び講習管理者に運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

## 6 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長及び署長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする（署長にあつては、受講申請書に限る。）。

ア 講習受託機関関係書類

イ 受講申請書

ウ 講習受託機関指導員名簿

エ 講習実施結果報告

(2) 学校長及び講習管理者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

ア 講習受託機関沿革録

イ 講習日誌

ウ 備品台帳

エ 予算関係書類

オ 人事記録

カ 講習指導員関係書類

## 第2の2 大型車講習

### 1 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、大型車講習を受けようとする者から大型車講習受講申請書（府規則別記様式第18号の3の2）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付

されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

## 2 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び大型車講習委託料内訳書（様式第3号の2）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

## 3 講習実施結果報告

講習規則第21条の7に規定する大型車講習実施結果の報告は、運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

## 4 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

- ア 大型車講習受講申請書
- イ 大型車講習実施結果報告書

(2) 講習受託者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

- ア 講習日誌
- イ 備品台帳
- ウ 予算関係書類
- エ 講習指導員認定書

## 第2の3 中型車講習

### 1 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、中型車講習を受けようとする者から中型車講習受講申請書（府規則別記様式第18号の3の3）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

### 2 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び中型車講習委託料内訳書（様式第3号の3）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

### 3 講習実施結果報告

講習規則第21条の13に規定する中型車講習実施結果の報告は、運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

### 4 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

- ア 中型車講習受講申請書
- イ 中型車講習実施結果報告書

(2) 講習受託者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

- ア 講習日誌
- イ 備品台帳

ウ 予算関係書類

エ 講習指導員認定書

## 第2の4 準中型車講習

### 1 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、準中型車講習を受けようとする者から準中型車講習受講申請書（府規則別記様式第18号の3の4）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

### 2 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び準中型車講習委託料内訳書（様式第3号の4）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

### 3 講習実施結果報告

講習規則第21条の19に規定する準中型車講習実施結果の報告は、運転免許試験課長を經由して行わせるものとする。

### 4 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

ア 準中型車講習受講申請書

イ 準中型車講習実施結果報告書

(2) 講習受託者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

ア 講習日誌

イ 備品台帳

ウ 予算関係書類

エ 講習指導員認定書

## 第3 普通車講習

### 1 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、普通車講習を受けようとする者から普通車講習受講申請書（府規則別記様式第18号の4）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

### 2 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び普通車講習委託料内訳書（様式第4号）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

### 3 講習実施結果報告

講習規則第27条に規定する普通車講習実施結果の報告は、運転免許試験課長を經由して行わせるものとする。

### 4 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。



- ア 普通車講習受講申請書
- イ 普通車講習実施結果報告書

(2) 講習受託者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

- ア 講習日誌
- イ 備品台帳
- ウ 予算関係書類
- エ 講習指導員認定書

#### 第4 大型二輪車講習

##### 1 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、大型二輪車講習を受けようとする者から大型二輪車講習受講申請書（府規則別記様式第18号の5）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

##### 2 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び大型二輪車講習委託料内訳書（様式第5号）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

##### 3 講習実施結果報告

講習規則第33条に規定する大型二輪車講習実施結果の報告は、運転免許試験課長を經由して行わせるものとする。

##### 4 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

- ア 大型二輪車講習受講申請書
- イ 大型二輪車講習実施結果報告書

(2) 講習受託者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

- ア 講習日誌
- イ 備品台帳
- ウ 予算関係書類
- エ 講習指導員認定書

#### 第5 普通二輪車講習

##### 1 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、普通二輪車講習を受けようとする者から普通二輪車講習受講申請書（府規則別記様式第18号の5の2）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

##### 2 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び普通二輪車講習委託料内訳書（様式第5号の2）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

### 3 講習実施結果報告

講習規則第33条の7に規定する普通二輪車講習実施結果の報告は、運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

### 4 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

ア 普通二輪車講習受講申請書

イ 普通二輪車講習実施結果報告書

(2) 講習受託者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

ア 講習日誌

イ 備品台帳

ウ 予算関係書類

エ 講習指導員認定書

## 第6 原付講習

### 1 受講申請書の受理

運転免許試験課長又は署長は、原付講習を受けようとする者から原付講習受講申請書（府規則別記様式第18号の7）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

### 2 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び原付講習委託料内訳書（様式第7号）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

### 3 講習実施結果報告

講習規則第45条に規定する原付講習実施結果の報告は、運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

### 4 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長及び署長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

ア 原付講習受講申請書

イ 原付講習実施結果報告書

(2) 講習受託者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

ア 講習日誌

イ 備品台帳

ウ 予算関係書類

エ 講習指導員認定書

## 第6の2 旅客車講習

### 1 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、旅客車講習を受けようとする者から旅客車講習受講申請書（府規則

別記様式第18号の7の2)が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

## 2 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び旅客車講習委託料内訳書(様式第7号の2)により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

## 3 講習実施結果報告

講習規則第45条の7に規定する旅客車講習実施結果の報告は、運転免許試験課長を經由して行わせるものとする。

## 4 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

ア 旅客車講習受講申請書

イ 旅客車講習実施結果報告書

(2) 講習受託者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

ア 講習日誌

イ 備品台帳

ウ 予算関係書類

エ 講習指導員関係書類

## 第6の3 応急救護処置講習

### 1 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、応急救護処置講習を受けようとする者から応急救護処置講習受講申請書(府規則別記様式第18号の7の3)が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

### 2 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び応急救護処置講習委託料内訳書(様式第7号の3)により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

### 3 講習実施結果報告

講習規則第45条の13に規定する応急救護処置講習実施結果の報告は、運転免許試験課長を經由して行わせるものとする。

### 4 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

ア 応急救護処置講習受講申請書

イ 応急救護処置講習実施結果報告書

(2) 講習受託者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

ア 講習日誌

- イ 備品台帳
- ウ 予算関係書類
- エ 講習指導員認定書

## 第7 指定自動車教習所職員講習

### 1 年間計画の作成

(1) 講習規則第46条に規定する講習実施計画は、おおむね次に掲げる事項について作成し、講習受託者から提出させるものとする。

- ア 実施時期
- イ 講習場所
- ウ 受講人員
- エ 講習時間
- オ 講習内容
- カ 講師
- キ 教材
- ク 予算措置

(2) 運転免許試験課長は、当該講習実施計画を調整の上、講習受託者に通知するものとする。

### 2 講習時間

講習規則第48条に規定する講習時間は、原則として1日当たり6時間以内とし、午前10時から開始し、午後5時までに終了するものとする。

### 3 受講者の指定

運転免許試験課長は、指定自動車教習所ごとに受講者を指定するものとする。この場合、当該指定自動車教習所の管理者の希望、意見等を考慮するものとする。

### 4 講習の通知

講習の通知は、当該指定自動車教習所の管理者に対して、指定自動車教習所職員講習通知書（施行規則別記様式第22の10）により行うものとする。

なお、この通知に併せて指定自動車教習所職員講習受講届（府規則別記様式第18号の8。以下「職員講習受講届」という。）、受講心得等を送付するものとする。

### 5 受講届の受理

運転免許試験課長は、前記第7の5の通知を受けた指定自動車教習所管理者から職員講習受講届が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

### 6 講習修了証明書の発給基準及び欠講者に対する補講

(1) 講習規則第52条に規定する講習修了証明書による証明は、講習の全課程を修了した者についてのみ行うものとする。

(2) 講習課程を一部欠講した者に対しては、講習日時、場所を再教示して欠講時間分の補講を受けるよう指導するものとする。

### 7 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び指定自動車教習所職員講習委託料内訳書（様式第8号）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上

、記名押印して会計課長に送付するものとする。

#### 8 講習実施結果報告

講習規則第53条に規定する講習実施結果報告は、運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

#### 9 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

- ア 指定自動車教習所職員講習関係書類
- イ 指定自動車教習所職員講習通知書控
- ウ 指定自動車教習所職員講習受講届
- エ 指定自動車教習所職員講習実施結果報告書

(2) 講習受託者には、次に掲げる簿冊を備えつけさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

- ア 講習日誌
- イ 講習関係備品台帳
- ウ 講習実施関係書類
- エ 講習修了証明書控
- オ 予算関係書類

### 第8 更新時講習

#### 1 講習日時の指定

講習規則第60条に規定する講習日時の指定は、運転免許証更新者数及び講習場所の収容能力を考慮して、運転免許試験課長が署長の意見を聴いて行うものとする。

#### 2 講習予定表の作成、予定日の変更

(1) 運転免許試験課長は、毎月15日までに翌々月の講習予定表を作成して、署長及び講習管理者（講習規則第55条に規定するものをいう。以下同じ。）に通知するものとする。

(2) 署長は、講習予定日に変更の必要が生じたときは、速やかに運転免許試験課長に通知するものとする。

#### 3 受講申請書の受理

運転免許試験課長又は署長は、更新時講習を受けようとする者から更新時講習受講申請書（府規則別記様式第18号の10）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

#### 4 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び運転免許更新時講習委託料内訳書（様式第9号）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

#### 5 講習実施結果報告

講習規則第62条に規定する更新時講習実施結果の報告は、運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

#### 6 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長及び署長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにして

おくものとする。

ア 更新時講習受講申請書

イ 講習指導員名簿

ウ 講習実施結果報告書

(2) 講習管理者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

ア 沿革録

イ 講習日誌

ウ 備品台帳

エ 予算関係書類

オ 人事記録

カ 講習指導員承認申請書類

キ 研修会議書類

## 第8の2 高齢者講習

### 1 講習の通知

高齢者講習の通知は、講習の時間、携行品その他必要事項を記載した通知書により行うものとし、免許証の更新期間が満了する日の190日前をめぐりに普通郵便により送付するものとする。

### 2 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、高齢者講習を受けようとする者から高齢者講習受講申請書（府規則別記様式第18号の11）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

### 3 講習を受講できない「やむを得ない理由」の書類が提出されたときの措置

臨時高齢者講習の通知を受けた者から、令第37条の6の5に規定する「やむを得ない理由」の書類が提出されたときは、運転免許試験課長は、その事実を十分確認した後、法第101条の7第6項に規定する期間において臨時高齢者講習を受けさせるものとする。

### 4 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び高齢者講習委託料内訳書（様式第9号の2）により、講習の委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

### 5 講習実施結果報告

講習規則第62条の6に規定する高齢者講習実施結果の報告は、運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

### 6 講習指導員の要件

高齢者講習指導員は、第1の2の7に規定する運転技能検査員の要件を備えた者とする。

### 7 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習等の実施状況を明らかにしておくものとする。

ア 高齢者講習受講申請書

イ 高齢者講習指導員名簿

- ウ 高齢者講習実施結果報告書
- エ 講習日誌
- オ 備品台帳
- カ 予算関係書類
- キ 講習指導員関係書類

(2) 講習受託者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習等の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

- ア 講習日誌
- イ 備品台帳
- ウ 予算関係書類
- エ 講習指導員関係書類

### 第8の3 違反者講習

#### 1 講習実施計画の作成

##### (1) 講習実施日割表の作成

運転免許試験課長は、毎月10日までに翌月の講習実施日割表を作成し、署長並びに学校長及び講習管理者に通知するものとする。

##### (2) 社会参加活動実施計画表の作成

運転免許試験課長は、毎月20日までに翌月の運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）の実施計画表を作成し、学校長及び講習管理者に通知するものとする。

#### 2 講習の通知等

受講者に対する講習の通知は、違反者講習通知書（施行規則別記様式第22の11の2）により行うものとし、講習実施日の14日前までに到達するよう配達証明郵便等に付して送付するものとする。

#### 3 社会参加活動の申込みの受理及び教示

運転免許試験課長は、受講者から社会参加活動の受講申込みがあつたときは、受講者の選択により、事前体験コース又は当日体験コースの社会参加活動を教示するものとする。

#### 4 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、受講者から違反者講習受講申請書（府規則別記様式第18号の12）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認した上、受理するものとする。

#### 5 受講者の確認と報告

(1) 運転免許試験課長は、学校長及び講習管理者に対し、講習の受付時に受講者と違反者講習通知書を照合し、本人であるかどうかを確認した上、講習を実施するよう指導監督するものとする。

(2) 運転免許試験課長は、学校長及び講習管理者に対し、社会参加活動を体験させる場合における確認方法をあらかじめ社会参加活動を実施する組織・団体と定めておくよう指導監督するものとする。

(3) 運転免許試験課長は、学校長及び講習管理者に対し、講習の受付終了時又は講習終了後に受講人員及び欠講人員を報告させるものとする。

## 6 講習を受講できない「やむを得ない理由」の書類が提出されたときの措置等

(1) 講習の通知を受けた者から、令第37条の6の5に規定する「やむを得ない理由」の書類が提出されたときは、運転免許試験課長は、その事実を十分確認した後、速やかに講習を受けさせるものとする。

(2) 違反者講習に係る令第37条の6の5第6号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次に掲げる場合に該当することとする。

ア 違反者講習の移送手続が遅れたため、本人が新住所地において違反者講習を受けることができる期間が短くなった場合

イ 行政処分上の手続等により違反者講習を受けることができない場合

ウ 突発的な事案のため、公安委員会が違反者講習を実施することができない場合

## 7 他府県公安委員会への通知等

(1) 運転免許試験課長は、講習の通知を行おうとする場合において、受講者が他の都道府県に転居していることが判明したときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指示するとともに、違反者講習移送通知書（様式第9号の4）により新住所地を管轄する公安委員会（以下「新公安委員会」という。）へ通知するものとする。

(2) 運転免許試験課長は、違反者講習の通知をした後に、講習対象者が他の都道府県に住所地を変更した場合において、その者が新公安委員会の行う違反者講習の受講を希望するときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行った上で受講の申出をするよう指導するとともに、新公安委員会に違反者講習通知移送通知書（様式第9号の5）を送付するものとする。

(3) 運転免許試験課長は、他府県公安委員会から違反者講習移送通知書を受けたときは、速やかに当該対象者に講習を行う旨を通知するものとする。

(4) 運転免許試験課長は、他府県公安委員会から違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書を受けた場合において、当該講習対象者が受講期間内に講習を受けなかつたときは、送付先の他府県公安委員会に違反者講習期間経過通知書（様式第9号の6）を送付するものとする。

## 8 通知手数料

運転免許試験課長は、違反者講習通知手数料については、違反者講習通知手数料納付書（様式第9号の7）により、納付させるものとする。

## 9 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び違反者講習委託料内訳書（様式第9号の8）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

## 10 講習実施結果報告

講習規則第62条の12に規定する違反者講習実施結果の報告は、学校長及び講習管理者に運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

## 11 講習修了者の登録

運転免許試験課長は、受講対象者が講習を終了したときは、別に定めるところにより、警察庁情報処理センターにその旨を登録するものとする。

## 12 備付簿冊



(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

- ア 違反者講習受講申請書
- イ 違反者講習指導員名簿
- ウ 違反者講習実施結果報告書

(2) 学校長及び講習管理者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

- ア 講習日誌
- イ 備品台帳
- ウ 予算関係書類
- エ 講習指導員関係書類

## 第9 特定任意講習

### 1 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、特定任意講習を受けようとする者から特定任意講習受講申請書（府規則別記様式第18号の13）の提出を受けたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認の上、受理するものとする。

### 2 講習日時指定

運転免許試験課長は、特定任意講習受講申請者数及び講習場所の収容能力を考慮して、講習日時を指定するものとする。

### 3 委託料の請求

運転免許試験課長は、講習受託者から請求書及び特定任意講習委託料内訳書（様式第10号）により、講習委託料の請求を受けたときは、その内訳等を十分に確認した上、記名押印して会計課長に送付するものとする。

### 4 講習実施結果報告

講習規則第68条に規定する特定任意講習実施結果の報告は、運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

### 5 備付簿冊

(1) 運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

- ア 特定任意講習受講申請書
- イ 特定任意講習実施結果報告書

(2) 講習受託者には、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

- ア 講習日誌
- イ 備品台帳
- ウ 講習終了証明書控
- エ 予算関係書類

## 第10 取消処分者講習

### 1 公安委員会が行う取消処分者講習

(1) 受講予約の受理

取消処分者講習（以下第10において「講習」という。）の受講の申出があつたときは、取消処分者講習予約申出書（様式第11号）により、次の事項に留意の上、受理するものとする。

ア 運転免許試験課長及び警察署長は、申出者の身分確認を確実に行うこと。

イ 警察署長は、申出を受けたときは、運転免許試験課長に、電話連絡の後、取消処分者講習予約申出書を速やかに送付すること。

ウ 警察署長は、申出者に対し、次の事項を説明すること。

(ア) 運転免許試験課長から後日、講習の日時、場所等を記載した書面が郵送されること。

(イ) 取消処分後に交通違反等があるときは、法第90条第9項の規定による運転免許を受けられない期間（以下「免許の欠格期間」という。）が延長されていることがあること。

## (2) 講習の通知

受講者に対する講習の通知は、取消処分者講習通知書（様式第11号の2）により行うものとする。

## (3) 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、受講者から取消処分者講習受講申請書（府規則別記様式第18号の2）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認した上、受理するものとする。

## (4) 講習終了証明書の交付等

ア 運転免許試験課長は、受講者が講習を終了したときは、取消処分者講習終了証明書（講習規則別記様式第23）に写真を貼り付けて交付し、副本を保管するものとする。

イ 運転免許試験課長は、講習を終了した者が、取消処分者講習終了証明書を亡失、滅失又は棄損した場合で再交付を申し出たときは、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（様式第11号の3）により再交付を申請させるものとする。

なお、受講者が、講習受講後に他の都道府県に転居している場合の取消処分者講習終了証明書の再交付の申請は、新公安委員会を經由して行うことができるが、この場合の当該再交付申請書の提出先は、講習を実施した公安委員会となる。

## (5) 簿冊

運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況等を明らかにしておくものとする。

ア 指定講習機関基本台帳（様式第15号）

イ 運転適性・運転習熟指導員基本台帳（様式第16号）

## 2 指定講習機関が行う講習

### (1) 受講申出の受理等

ア 受講日時の指定等

受講者の受講資格の確認並びに受講の日時及び場所の指定は、公安委員会が行い、受講者に対し取消処分者講習通知書により、受講の日時及び場所を通知するものである。したがって、指定講習機関に受講の申出がなされたときは、直ちに運転免許試験課長に報告させることとし、運転免許試験課長は、取消処分者講習通知書の写しを指定講習機

関に送付するものとする。

イ 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、指定講習機関が行う講習に関し、受講申請書の受理について、前記第10の1の(3)に定めるところに準じて適正に行うよう指導するものとする。

(2) 講習終了証明書の交付等

指定講習機関においては、講習を終了した者について取消処分者講習終了証明書を交付させるものとし、その写しを公安委員会に送付させるものとする。また、取消処分者講習終了証明書を再交付した場合は、その旨を運転免許試験課長に連絡させるものとする。

(3) 講習実施結果報告

講習規則第71条の2に規定する講習実施結果の報告は、指定講習機関に運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

(4) 備付簿冊

運転免許試験課長は、指定講習機関に対して、次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況等を明らかにしておくよう指導するものとする。

ア 沿革録

イ 収支決算書

ウ 会計帳簿

エ 手数料等収納関係書類

オ 講習日誌

カ 次に掲げる書類を編てつした講習実施簿

(ア) 受講申請書

(イ) 取消処分者講習終了証明書の写し

(ウ) 取消処分者講習実施結果報告書の写し

(エ) 公示の要旨が掲載された京都府公報

(オ) 公安委員会通達関係書類

第11 初心運転者講習

1 公安委員会が行う初心運転者講習

(1) 講習実施計画

運転免許試験課長は、毎月10日までに翌月の講習実施日割表を作成するものとする。

(2) 講習の通知等

受講者に対する講習の通知は、初心運転者講習通知書（施行規則別記様式第22の11）により行うものとし、講習実施日の7日前までに到達するよう配達証明郵便等に付して送付するものとする。

(3) 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、受講者から初心運転者講習受講申請書（府規則別記様式第18号の9）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認した上、受理するものとする。

(4) 講習を受講できない「やむを得ない理由」の書類が提出されたときの措置等

ア 講習の通知を受けた者から、令第41条の2に規定する「やむを得ない理由」の書類が提出されたときは、運転免許試験課長はその事実を十分に確認した後、講習を受けさせ

るものとする。

イ 令第41条の2のやむを得ない理由に係る令第37条の11第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次に掲げる場合に該当することとする。

(7) 初心運転者講習移送の手續が遅れたため、本人が新住所地において初心運転者講習を受けることができる期間が短くなった場合

(イ) 聴聞等現行行政処分上の手續等により初心運転者講習を受けることができない場合

(ウ) 突発的な事案のため、公安委員会が初心運転者講習を実施することができない場合

(5) 他府県公安委員会への通知

ア 運転免許試験課長は、講習通知を行おうとする際に受講者が他の都道府県に転居していることが判明した場合、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指示するとともに、初心運転者講習移送通知書（様式第13号）により新公安委員会へ通知するものとする。

イ 運転免許試験課長は、他府県公安委員会から初心運転者講習移送通知を受けたときは、速やかに当該対象者に講習を行う旨を通知するものとする。

(6) 通知手数料

運転免許試験課長は、初心運転者講習通知手数料については、初心運転者講習通知手数料納付書（様式第14号）により、納付させるものとする。

(7) 講習終了者に対する措置

ア 講習終了証明書の交付

講習規則第75条に規定する講習終了証明書は、講習を終了した者に対して交付するものとする。

イ 講習課程の一部を欠講した者に対しては、講習日時、場所を再教示して欠講時間分の補講等を受けるよう指導するものとする。

(8) 講習終了者の登録

運転免許試験課長は、受講対象者が講習を終了したときは、別に定めるところにより警察庁情報処理センターにその旨を登録するものとする。

(9) 備付簿冊

運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況等を明らかにしておくものとする。

ア 指定講習機関基本台帳

イ 運転適性・運転習熟指導員基本台帳

ウ 初心運転者講習処理簿（様式第17号）

エ 初心運転者講習関係書類

2 指定講習機関が行う初心運転者講習

(1) 講習の通知等

指定講習機関に対する受講予定者の通知は、初心運転者講習受講予定者通知書（様式第12号）により行うものとし、講習実施日の7日前までに到達するよう送付するものとする。

。

(2) 受講申請書の受理等

運転免許試験課長は、指定講習機関の行う講習に関し、受講申請書の受理等について、

前記第11の1の(3)、(4)及び(7)に定めるところに準じて適正に行うよう指導するものとする。

(3) 講習実施結果報告

講習規則第76条に規定する講習実施結果の報告は、指定講習機関に運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

(4) 備付簿冊

運転免許試験課長は、指定講習機関に対して次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況等を明らかにしておくよう指導するものとする。

ア 沿革録

イ 収支決算書

ウ 会計帳簿

エ 手数料等収納関係書類

オ 講習日誌

カ 次の(ア)から(オ)までに掲げる書類を編てつした講習実施簿

(ア) 受講申請書

(イ) 初心運転者講習終了証明書の写し

(ウ) 初心運転者講習実施結果報告書の写し

(エ) 公示の要旨が掲載された京都府公報

(オ) 公安委員会通達関係書類

第12 若年運転者講習

1 公安委員会が行う若年運転者講習

(1) 講習実施計画

運転免許試験課長は、毎月10日までに翌月の講習実施日割表を作成するものとする。

(2) 講習の通知

受講者に対する講習の通知は、若年運転者講習通知書（施行規則別記様式第22の11の2の2）により行うものとし、講習実施日の7日前までに到達するよう配達証明郵便等に付して送付するものとする。

(3) 受講申請書の受理

運転免許試験課長は、受講者から若年運転者講習受講申請書（府規則別記様式第18号の12の2）が提出されたときは、所要事項の記載及び所定額の手数料が納付されているかどうかを確認した上、受理するものとする。

(4) 講習を受講できない「やむを得ない理由」の書類が提出されたときの措置等

ア 講習の通知を受けた者から、令第37条の11に規定する「やむを得ない理由」の書類が提出されたときは、運転免許試験課長はその事実を十分に確認した後、講習を受けさせるものとする。

イ 令第37条の11第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次に掲げる場合に該当することとする。

(ア) 若年運転者講習移送の手続が遅れたため、本人が新住所地において若年運転者講習を受けることができる期間が短くなった場合

(イ) 聴聞等現行行政処分上の手続等により若年運転者講習を受けることができない場合

(ウ) 突発的な事案のため、公安委員会が若年運転者講習を実施することができない場合  
(5) 他府県公安委員会への通知

ア 運転免許試験課長は、講習通知を行おうとする際に受講者が他の都道府県に転居していることが判明した場合、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指示するとともに、若年運転者講習移送通知書（様式第18号）により転居先の公安委員会へ通知するものとする。

イ 運転免許試験課長は、他府県公安委員会から若年運転者講習移送通知を受けたときは、速やかに当該対象者に講習を行う旨を通知するものとする。

(6) 通知手数料

運転免許試験課長は、若年運転者講習通知手数料については、若年運転者講習通知手数料納付書（様式第19号）により、納付させるものとする。

(7) 講習終了者に対する措置

ア 講習終了証明書の交付

講習規則第77条の5に規定する講習終了証明書は、講習を終了した者に対して交付するものとする。

イ 講習課程の一部を欠講した者に対しては、講習日時、場所を再教示して欠講時間分の補講等を受けるよう指導するものとする。

(8) 講習終了者の登録

運転免許試験課長は、受講対象者が講習を終了したときは、別に定めるところにより警察庁情報処理センターにその旨を登録するものとする。

(9) 備付簿冊

運転免許試験課長は、次に掲げる簿冊を備え、講習の実施状況等を明らかにしておくものとする。

ア 指定講習機関基本台帳

イ 運転適性・運転習熟指導員基本台帳

ウ 若年運転者講習処理簿（様式第20号）

エ 若年運転者講習関係書類

2 指定講習機関が行う若年運転者講習

(1) 講習の通知等

指定講習機関に対する受講予定者の通知は、若年運転者講習受講予定者通知書（様式第21号）により行うものとし、講習実施日の7日前までに到達するよう送付するものとする。

(2) 受講申請書の受理等

運転免許試験課長は、指定講習機関の行う講習に関し、受講申請書の受理等について、前記第12の1の(3)、(4)及び(7)に定めるところに準じて適正に行うよう指導するものとする。

(3) 講習実施結果報告

講習規則第77条の6に規定する講習実施結果の報告は、指定講習機関に運転免許試験課長を経由して行わせるものとする。

(4) 備付簿冊

運転免許試験課長は、指定講習機関に対して次に掲げる簿冊を備え付けさせ、講習の実施状況等を明らかにしておくよう指導するものとする。

ア 沿革録

イ 収支決算書

ウ 会計帳簿

エ 手数料等収納関係書類

オ 講習日誌

カ 次の (ア) から (オ) までに掲げる書類を編てつした講習実施簿

(ア) 受講申請書

(イ) 若年運転者講習終了証明書の写し

(ウ) 若年運転者講習実施結果報告書の写し

(エ) 公示の要旨が掲載された京都府公報

(オ) 公安委員会通達関係書類

別記

様式第 1 号

にんちきのうけんさけつかつうちしよ  
認知機能検査結果通知書

じゆう　　しよ  
住　　所  
し　　めい  
氏　　名  
せいねんがつび  
生年月日  
けんさねんがつび  
検査年月日  
けんさばしよ  
検査場所

そうごうてん  
総合点

てん  
点

(A 点)

(B 点)

きおくりよく　　はんだんりよく　　ひく　　にんちしよ  
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれ  
あります。

きおくりよく　　はんだんりよく　　ていか　　しんごうむし　　いちじふていし　　いはん  
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反  
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。  
こんごうんてん　　じゆうぶんちゆうい　　いし　　かぞく  
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族に  
ご相談されることをお勧めします。

また、りんじてきせいけんさせんもんい　　しんだん　　う　　またいし  
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師  
の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあり  
ます。

しんだん　　けつか　　にんちしよ　　はんめい　　うんてん  
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転  
めんきよ　　とりけ　　ていし　　ぎようせいしよぶん　　たいしよ  
免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

うんてんめんきよしよ　　こうしんてつづき　　さい　　しよめん　　かなら　　じさん  
運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年　　月　　日

京都府公安委員会 印



認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
-------	-----------------------------

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

にんち きのう けんさ けつ かつ ちしよ  
認知機能検査結果通知書

じゆう しよ  
住 所  
し めい  
氏 名  
せい ねん がつ び  
生 年 月 日  
けん さ ねん がつ び  
検 査 年 月 日  
けん さ ば しよ  
検 査 場 所

にんちしよ う きじゆん がいと う  
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こん かい けつ か き おくりよく はん だんりよく てい か い み  
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する  
ものではありません。

こ じん さ か れい にん ち き のう しん たい き のう へん か  
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化  
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた  
うん てん たい せつ  
運転をすることが大切です。

き おくりよく はん だんりよく てい か しん ぎょう む し いち じ ふ てい し い ほん  
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反  
をししたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの  
で、今後の運転について十分注意してください。

うん てん めん きしよ う こう しん て つづき さい しよ めん かなら じ さん  
運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

京都府公安委員会 印

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
-------	-----------------------------

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかまります。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかまります。

様式第1号の3

認知機能検査委託料内訳書（ 年 月分）

金額 円

種 別	受 検 者 数	単 価	合 計 金 額
認 知 機 能 検 査	人	円	円
臨 時 認 知 機 能 検 査	人	円	円
合 計	人		円

本件 年 月 日 契約内容が適正に履行されたことを検査し、確認しました。

㊟

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

京都府警察本部交通部運転免許試験課長  
氏 名 ㊟

京都府公安委員会 殿

年 月 日

認知機能検査実施結果報告書

講習受託機関  
管理者

検査番号	免許証番号	検査場所	検査番号	検査日時	通知番号	氏名	生年月日	年齢	性別	運転頻度	認知機能検査採点結果					区分
											再生	時間	時計	合計	相当	
1				年 月 日 時 分			年 月 日									
2				年 月 日 時 分			年 月 日									
3				年 月 日 時 分			年 月 日									
4				年 月 日 時 分			年 月 日									
5				年 月 日 時 分			年 月 日									
6				年 月 日 時 分			年 月 日									
7				年 月 日 時 分			年 月 日									
8				年 月 日 時 分			年 月 日									
9				年 月 日 時 分			年 月 日									
10				年 月 日 時 分			年 月 日									
11				年 月 日 時 分			年 月 日									
12				年 月 日 時 分			年 月 日									
13				年 月 日 時 分			年 月 日									
14				年 月 日 時 分			年 月 日									
15				年 月 日 時 分			年 月 日									

○ 相当について、認知症のおそれなしの場合は「A」、認知症のおそれありの場合は「B」とする。

第 号

運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、 に  
おいて、道路交通法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イに規定する運転技能検査を受検した者である  
ことを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-------------------	---

- 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、  
又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 7 0 点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 8 0 点以上

年 月 日

京都府公安委員会 印

運転技能検査委託料内訳書（ 年 月分）

金額 円

種別	受検者数	単価	合計金額
運転技能検査	人	円	円

本件 年 月 日 契約内容が適正に履行されたことを検査し、確認しました。

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

京都府警察本部交通部運転免許試験課長

氏名 ㊟

京都府公安委員会 殿

年 月 日

運 転 技 能 検 査 実 施 結 果 報 告 書

講習受託機関  
管理者

検査 番号	免許証番号	検査場所	検査番号	検 査 日	通知番号	氏 名	生年月日	年齢	性別	検査種類	採点結果	免許 種別
1				年 月 日			年 月 日					
2				年 月 日			年 月 日					
3				年 月 日			年 月 日					
4				年 月 日			年 月 日					
5				年 月 日			年 月 日					
6				年 月 日			年 月 日					
7				年 月 日			年 月 日					
8				年 月 日			年 月 日					
9				年 月 日			年 月 日					
10				年 月 日			年 月 日					
11				年 月 日			年 月 日					
12				年 月 日			年 月 日					
13				年 月 日			年 月 日					
14				年 月 日			年 月 日					
15				年 月 日			年 月 日					

- 検査種類について、法定の場合は「0」、認定の場合は「1」とする。
- 免許種別について、二種免許の場合のみ「二」とする。



安全運転管理者等講習委託料内訳書（ 年 月分）

金 額 円

安全運転管理者等講習受講人員	単 価	合 計 金 額
安全運転管理者 人	円	円
副安全運転管理者 人	円	円

本件 年 月 日履行、完了したことを証明する。

年 月 日

京都府警察本部交通部交通企画課長  
氏 名 (印)



様式第3号の3

中型車講習委託料内訳書（      年      月分）

金 額		円
中 型 車 講 習 人 員	単                      価	合 計 金 額
人	円	円

本件      年      月      日履行、完了したことを証明する。

年      月      日

京都府警察本部交通部運転免許試験課長  
氏 名                      (印)

様式第3号の4

準中型車講習委託料内訳書（      年      月分）

金 額		円
準中型車講習人員	単                      価	合 計 金 額
人	円	円

本件      年      月      日履行、完了したことを証明する。

年      月      日

京都府警察本部交通部運転免許試験課長  
氏 名                      (印)

様式第4号

普通車講習委託料内訳書（      年      月分）

金 額		円
普通車講習人員	単	合 計 金 額
人	円	円

本件      年      月      日履行、完了したことを証明する。

年      月      日

京都府警察本部交通部運転免許試験課長  
氏 名      (印)

様式第5号

大型二輪車講習委託料内訳書（      年      月分）

金 額		円
大型二輪車講習人員	単	合 計 金 額
人	円	円

本件      年      月      日履行、完了したことを証明する。

年      月      日

京都府警察本部交通部運転免許試験課長  
氏 名      (印)







高齢者講習委託料内訳書（ 年 月分）

金額 円

種別		単価	合計金額
75歳未満	実車あり	人 円	円
	実車なし	人 円	円
75歳以上	実車あり	人 円	円
	実車なし	人 円	円
種別		単価	合計金額
臨時認知機能検査に基づく講習	実車あり	人 円	円
	実車なし	人 円	円
合計	人		円

本件 年 月 日 契約内容が適正に履行されたことを検査し、確認しました。

印

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

京都府警察本部交通部運転免許試験課長

氏 名

印



様式第9号の3 削除

違反者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

京都府公安委員会 印

下記の者に対する違反者講習を移送するので通知する。

住 所			
氏 名			
生 年 月 日		性 別	
免 許 番 号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
免 許 の 種 類			
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第 102条の 2 に該当 <input type="checkbox"/> 道路交通法第 107条の 4 の 2 に該当		
基準該当時公安委員会			
備 考			

備考 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなつた時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

京都府公安委員会 印

下記の者に対する違反者講習通知を移送するので通知する。

住 所			
氏 名			
生 年 月 日		性 別	
免 許 番 号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
免 許 の 種 類			
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第 102条の 2 に該当 <input type="checkbox"/> 道路交通法第 107条の 4 の 2 に該当		
講 習 通 知	年 月 日	公安委員会通知	
基 準 該 当 時 公 安 委 員 会			
備 考			

備考 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公安委員会 殿

京都府公安委員会 印

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
備 考	

違反者講習通知手数料納付書

年 月 日

京都府公安委員会 殿

住所

氏名

京都府警察手数料徴収条例（平成12年京都府条例第16号）第2条第1項の規定により  
違反者講習通知手数料を納付します。

違反者講習を受け る年月日	
違反者講習を受け る場所	
違反者講習通知手 数料	

様式第9号の8

違反者講習委託料内訳書（      年      月分）				
金 額		円		講習受託機関
種 別	区 分	人 員	単 価	金 額
社会参加活動を含まない講習		人	円	円
社会参加活動を含む講習		人	円	円
計		人	円	円

本件	年	月	日	履行、完了したことを証明する。
	年	月	日	

京都府警察本部交通部運転免許試験課長  
 氏 名 (印)

様式第10号

特定任意講習委託料内訳書 ( 年 月分)

金 額 円

特定任意講習人員	単 価	合 計 金 額
人	円	円

本件 年 月 日履行、完了したことを証明する。

年 月 日

京都府警察本部交通部運転免許試験課長

氏 名



殿

年 月 日

(取扱者)

取 消 処 分 者 講 習 予 約 申 出 書

申込番号

年 月 日 午前・午後 時 分										
申 込 者	取消又は失効日	年 月 日 (取消期間 年・日間)								
	取消後の違反	有・無	受験相談 有・無							
	フリガナ				免 許 取 得	教習所 入る・【 段階】・卒業				
	氏 名 (旧姓)					試験場 直接受験				
						仮免許 有・無				
	生年月日	年 月 日 ( 歳)				性別	男・女			
	本 籍 (変更 有・無)	(旧本籍 )								
	住 所 (変更 有・無)	(旧住所 )								
	電話番号	自宅・勤務先				携帯電話				
	受講車種	大型 四輪・二輪・原付 普通		取消免許	1 1 1 大型 大型・中型・準中型・普通・大特・自二・原付 2 2 2 普通					
(過去5年以 内の違反・事 故について記 入してくださ い。)	違反(事故)年月	違反(事故)名		違反(事故)年月	違反(事故)名					
	年 月 日			年 月 日						
	年 月 日			年 月 日						
	年 月 日			年 月 日						
受講希望日	月 日 ~ 月 日の2日間									



取消処分者講習通知書

殿

年 月 日

京都府警察本部交通部  
運転免許試験課長



あなたの申し出により、道路交通法第 108条の 2 第 1 項第 2 号に規定する講習を下記のとおり実施しますので通知します。

記

第 号

日 時	第 1 日 目 午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分 第 2 日 目 午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分
場 所	
注 意 事 項	1 受講手数料（ 円）、筆記具、免許用写真（2枚）及び印鑑を持参してください。 2 講習初日は、申請手続きがありますので、午前 8 時 45 分までに講習会場にお入りください。 3 当日は、運転に適した衣服及び履物を着用してください。また、二輪車の講習を受けられる方は、衣服は長袖を着用し、乗車用ヘルメット及び手袋を持参してください。 4 講習の変更希望については、必ず事前に電話連絡してください。
備 考	

<p>取消処分者講習終了証明書再交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>京都府公安委員会 殿</p> <p>本 籍</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p>	
<p>再 交 付 を 申 請 す る 理 由</p>	
<p>受 講 日 、 場 所</p>	<p>年 月 日</p>

備考 氏名、生年月日、本籍、住所欄は、明りようにかい書で記載すること。



初心運転者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

京都府公安委員会 印

下記の者に対する初心運転者講習の移送について通知します。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証の番号	
交付年月日	
取得年月日	
講習の種類	
講習の理由	
備 考	
	整理番号 <input type="text"/>

初心運転者講習通知手数料納付書

年 月 日

京都府公安委員会 殿

住所

氏名

京都府警察手数料徴収条例第2条第1項の規定により、初心運転者講習通知手数料を納付します。

初心運転者講習を受け る年月日	年 月 日
初心運転者講習を受け る指定講習機関名	
初心運転者講習の種別	準中型 普通 大型二輪 普通二輪 原付
初心運転者講習通知手 数料	

指 定 講 習 機 関 基 本 台 帳

(表)

				指定番号		
名 称 等	名 称	-----			講習の種別等	
	所在地				種 別	
					開始の 年月日	
設 置 者		設 置 者				
選任（運転適性・運 転習熟）指導員の氏名						
特定講習の 設 置 等		コース敷地面積	平方メートル	準中型車	台	
		コースの種 類		普通車	台	
		建物 {	面 積	平方メートル		
			教 室		自二車	台
		収容人員	人	原付車	台	
講 習 従 事 員 名 簿	役 員	就任	年 月 日	就任	年 月 日	
		退任	年 月 日	退任	年 月 日	
		就任	年 月 日	就任	年 月 日	
		退任	年 月 日	退任	年 月 日	
	職 員	就任	年 月 日	就任	年 月 日	
		退職	年 月 日	退職	年 月 日	
		就任	年 月 日	就任	年 月 日	
		退職	年 月 日	退職	年 月 日	
		就任	年 月 日	就任	年 月 日	
		退職	年 月 日	退職	年 月 日	
		就任	年 月 日	就任	年 月 日	
		退職	年 月 日	退職	年 月 日	
備考						
教習所の指定年月日		・	・	設立登記年月日	・	



運転適性・運転習熟指導員基本台帳

				合格番号					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                 写 真 3.0×2.4             </div>		ふりがな							
		氏 名							
		生年月日		年		月		日	
		本 籍							
		住 所							
所属機関等		所属機関名							
		選任年月日		年 月 日		解任年月日		年 月 日	
最終学歴									
経歴の概要		期 間				勤 務 先			
		年 月 から		年 月					
		年 月 から		年 月					
		年 月 から		年 月					
		年 月 から		年 月					
運 転 免 許				—				公安委員会	
		大 型		年 月 日		原 付		年 月 日	
		中 型		年 月 日		け 引		年 月 日	
		準中型		年 月 日					
		普 通		年 月 日		大型二		年 月 日	
		大 特		年 月 日		中型二		年 月 日	
		大自二		年 月 日		普通二		年 月 日	
		普自二		年 月 日		大特二		年 月 日	
		小 特		年 月 日		け引二		年 月 日	
資 格 等		教習指導員		年 月 日		技能検定員		年 月 日	
		適性検査		年 月 日					
備 考									



様式第17号


初心運転者講習処理簿

番号	講習番号	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所						備考
免許証番号	交付年月日	照会番号	講習免種	免許取得年月日	運転練習	発生年月日	違反名	事故名	事件番号	違反車両	累積点数	
指定教習所名		指定車両	指定日	変更日Ⅰ	変更日Ⅱ	電話番号		受講の有無				
番号	講習番号	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所						備考
免許証番号	交付年月日	照会番号	講習免種	免許取得年月日	運転練習	発生年月日	違反名	事故名	事件番号	違反車両	累積点数	
指定教習所名		指定車両	指定日	変更日Ⅰ	変更日Ⅱ	電話番号		受講の有無				
番号	講習番号	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所						備考
免許証番号	交付年月日	照会番号	講習免種	免許取得年月日	運転練習	発生年月日	違反名	事故名	事件番号	違反車両	累積点数	
指定教習所名		指定車両	指定日	変更日Ⅰ	変更日Ⅱ	電話番号		受講の有無				
番号	講習番号	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所						備考
免許証番号	交付年月日	照会番号	講習免種	免許取得年月日	運転練習	発生年月日	違反名	事故名	事件番号	違反車両	累積点数	
指定教習所名		指定車両	指定日	変更日Ⅰ	変更日Ⅱ	電話番号		受講の有無				
番号	講習番号	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所						備考
免許証番号	交付年月日	照会番号	講習免種	免許取得年月日	運転練習	発生年月日	違反名	事故名	事件番号	違反車両	累積点数	
指定教習所名		指定車両	指定日	変更日Ⅰ	変更日Ⅱ	電話番号		受講の有無				

若年運転者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

京都府公安委員会 

下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

若年運転者講習通知手数料納付書

年 月 日

京都府公安委員会 殿

住所

氏名

京都府警察手数料徴収条例第2条第1項の規定により、若年運転者講習通知手数料を納付します。

若年運転者講習を受け る年月日	年 月 日 から 年 月 日まで
若年運転者講習を受け る場所	
若年運転者講習通知手 数料	

様式第20号

若年運転者講習処理簿


番号	講習番号	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所						備考
免許証番号	交付年月日	照会番号	講習免種	免許取得年月日	運転練習	発生年月日	違反名	事故名	事件番号	違反車両	累積点数	
指定教習所名		指定車両	指定日	変更日Ⅰ	変更日Ⅱ	電話番号		受講の有無				
番号	講習番号	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所						備考
免許証番号	交付年月日	照会番号	講習免種	免許取得年月日	運転練習	発生年月日	違反名	事故名	事件番号	違反車両	累積点数	
指定教習所名		指定車両	指定日	変更日Ⅰ	変更日Ⅱ	電話番号		受講の有無				
番号	講習番号	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所						備考
免許証番号	交付年月日	照会番号	講習免種	免許取得年月日	運転練習	発生年月日	違反名	事故名	事件番号	違反車両	累積点数	
指定教習所名		指定車両	指定日	変更日Ⅰ	変更日Ⅱ	電話番号		受講の有無				
番号	講習番号	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所						備考
免許証番号	交付年月日	照会番号	講習免種	免許取得年月日	運転練習	発生年月日	違反名	事故名	事件番号	違反車両	累積点数	
指定教習所名		指定車両	指定日	変更日Ⅰ	変更日Ⅱ	電話番号		受講の有無				
番号	講習番号	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所						備考
免許証番号	交付年月日	照会番号	講習免種	免許取得年月日	運転練習	発生年月日	違反名	事故名	事件番号	違反車両	累積点数	
指定教習所名		指定車両	指定日	変更日Ⅰ	変更日Ⅱ	電話番号		受講の有無				

若年運転者講習受講予定者通知書

年 月 日

指定講習機関名

管理者 殿

京都府公安委員会 

下記の者に対して、道路交通法第 108条の 2 第 1 項第14号に掲げる講習を実施するよう通知する。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	免許 種別	免許証 番号	講習指定 年月日